

## ○国見町広告掲載要綱

(平成 30 年 2 月 15 日告示第 4 号)

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、町の資産を広告媒体として活用し、町の自主財源を確保するとともに地域経済の活性化及び町民生活の利便を図ることを目的に、民間企業等の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類)

第 2 条 広告を掲載できる町の資産（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 広報くにみ
- (2) 国見町ウェブサイト
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

### (掲載の範囲)

第 3 条 掲載できる広告は、町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動及び宗教活動等に係るもの
- (4) 意見広告及び名刺広告
- (5) 町が広告の対象となるものを推奨していると誤解を招く表現となるもの
- (6) その他町長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告の基準は、別途定める。

### (広告掲載の優先順位)

第 4 条 広告を掲載できる者の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 民間企業等のうち公共性のある企業で、町内に事業所等を有するもの
- (2) 前号以外の民間企業等で、町内に事業所等を有するもの
- (3) 民間企業等で、前 2 号に規定する以外のもの
- (4) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、町長が認めるもの

### (広告掲載の方法等)

第 5 条 広告掲載の位置は、広告媒体の用途や目的を妨げることがないように十分に配慮しなければならない。

2 広報くにみに掲載する広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載の規格は、原則として、横 174 ミリメートル及び縦 45 ミリメートルの枠又は横 84 ミリメートル及び縦 45 ミリメートルの枠とする。

- (2) 広告掲載の回数は、発行月号を単位とし、連続して掲載できる期間は町長が必要と認めた場合を除き、年度内 12 回を限度とする。ただし、広告掲載の回数は、広告掲載希望者数等により調整することができる。
- (3) 掲載する広告の割り付けについては、総務課長が行う。
- 3 国見町ウェブサイトに掲載する広告の規格等は、次のとおりとする。
- (1) 広告掲載の規格は、横 220 ピクセル、縦 60 ピクセルとし、ファイル形式は、j p g、g i f、p n g のいずれかとする。
- (2) 広告掲載の期間は、1 カ月を単位とし、連続して掲載できる期間は町長が必要と認めた場合を除き、年度内 12 回を限度とする。ただし、広告掲載の回数は、広告掲載希望者数等により調整することができる。
- 4 その他町長が広告掲載を認めるものについては、その都度町長が別に定めるものとする。

(広告料)

第 6 条 広告掲載に係る料金（以下「広告料」という。）は、次のとおりとする。

(1) 広報くにも

ア 横 174 ミリメートル及び縦 45 ミリメートルの枠 1 箇月 1 枠あたり 12,000 円

イ 横 84 ミリメートル及び縦 45 ミリメートルの枠 1 箇月 1 枠あたり 6,000 円

(2) 国見町ウェブサイト 1 箇月 1 枠あたり 6,000 円

(3) その他町長が広告掲載を認めるものについては、その都度町長が別に定めるものとする。

(広告の募集)

第 7 条 町長は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。

(広告の申込み)

第 8 条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第 1 号）に広告原稿を添付して町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第 9 条 町長は、前条に規定する広告の申込みがあったときは、第 15 条に規定する国見町広告審査委員会に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に広告掲載決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(広告料の納付)

第 10 条 広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに、広告料を一括前納するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の取下げ)

第 11 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を止めるときは、広告掲載取下申出書（様式第 3 号）により、町長に申し出ることができる。

（広告掲載の取消し）

第 12 条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、又は町長が指定する期日までに広告料の納付がなかったときは、広告掲載を取り消すことができる。

（広告料の返還）

第 13 条 納付された広告料は、原則として返還しない。ただし、掲載の承認後、広告主の責に帰さない理由により掲載できなかった場合は、この全部又は一部を返還することができる。

（広告主の責務）

第 14 条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 原稿等の作成経費は、広告主が負担するものとする。

3 町長は、第 12 条の規定により広告掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

4 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

（広告審査委員会）

第 15 条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、国見町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、副町長、総務課長、企画情報課長、産業振興課長、まちづくり交流課長、建設課長をもって充てる。

3 委員会の委員長は、副町長とし、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した職務代理者が委員長を代理する。

4 委員会の庶務は、総務課において処理する。

第 16 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員長がその議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（その他）

第 17 条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成 30 年 2 月 15 日から施行する。